

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

田野畑村長 佐々木 靖

市町村名 (市町村コード)	田野畑村 (484)	
地域名 (地域内農業集落名)	明戸 (明戸)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 1 月 23 日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区は水田地帯であり、耕作放棄地もほとんどなく、適正に管理が行われているが、耕作者の高齢化と後継者不足が進んできており、農地の維持管理が困難になることが見込まれるため、中心経営体への農地集積・集約が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

本地区では、水田(転作田含む)の所有者が明戸地域資源保全委員会を組織し、耕作放棄地防止対策として多面的機能支払交付金の活用により農地維持を図っていることから、耕作放棄地発生防止対策を継続し、耕作不能となった農地は中心経営体への集約を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	23.64 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	23.64 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
これまでの取り組みにより農地の集積が進んでいるが、高齢化等に伴う規模縮小などにより耕作不能となった農地が生じた場合は農地中間管理機構を活用して中心経営体への農地集積を推進する
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理事業の活用による担い手への農地集積を推進する。
(3)基盤整備事業への取組方針
—
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県、JAなどの関係機関との連携により、認定農業者の担い手確保や新規就農者の獲得などに取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
—

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

農用地等の適切な管理等を地域内共同で実施する為、多面的機能支払交付金を活用した農地等の保全管理に取り組む。